

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和7年2月28日

香川県知事 池 田 豊 人

1 入札に付する事項

（1） 委託業務名

令和7年度香川県基幹系情報システム更改に係る調達仕様策定支援業務（以下「本業務」という。）

（2） 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

（3） 委託業務の履行場所

入札説明書等による。

（4） 委託期間

入札説明書等による。

（5） 入札方法

入札者は、入札書及び技術提案書等（以下「入札書等」という。）を提出すること。必要書類については、入札説明書等による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（6） 電子入札に関する事項

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 契約書作成の要否 要

3 電子契約の可否

可とする。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に提出すること。

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書等の交付等）

令和7年2月28日から同年3月14日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く午前9時から午後5時まで）

郵便番号760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県政策部デジタル戦略総室情報システム課システム管理グループ（本館M5階）

電話番号087-832-3144 F A X番号087-834-1542

メールアドレス johoh@pref.kagawa.lg.jp

なお、入札説明書等の交付を希望する者は、令和7年度香川県基幹系情報システム更改に係る調達仕様策定支援業務入札説明書等交付申請書を提出すること。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年3月14日午後5時までに、4に示した場所に対し文書で行うこと（F A X又は電子メールでも可とする。）。

回答（質問者の名称及び連絡先等を除く。）は、令和7年3月21日午後5時までに、本公告に係る入札説明書等を交付した者に対して通知する。

6 郵便等による入札

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札を可とする。ただし、郵便の場合は書留親展（簡易書留可）とし、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

7 入札及び開札を行う日時及び場所

（1）入札書等の提出

ア 電子入札システムによる場合

（ア）提出期限 令和7年4月14日午前10時

（イ）提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

（ア）提出日時 令和7年4月14日午前9時から午前10時まで

（イ）提出場所 香川県庁北館3階入札室

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

（ア）受領期限 令和7年4月14日午前9時（必着）

（イ）送付先 4に示した場所

エ 入札書等の全ての書類がそろっていない場合は、失格とする。

（2）開札

ア 日時 令和7年4月14日午前10時

イ 場所 香川県政策部デジタル戦略総室情報システム課（ただし、入札書等を持参する紙入札方式による入札者がある場合は、香川県庁北館3階入札室）

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年4月9日午後5時までに入札（契約）保証金免除（減額）申請書を、4に示した場所に提出すること。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。なお、A級に格付けされていない者にあつては、令和7年3月28日午後5時までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得ること。

郵便番号760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ
電話番号087-832-3631 F A X 番号087-833-0352

- (3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。
- (6) 本業務について、確実に履行する能力があることを証明した者であること。

10 入札者に要求される事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、9の(6)に掲げる要件を満たすことを証明する書類を令和7年4月9日午後5時までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 電子入札システムによる入札参加を希望する者は、(1)の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行うこととし、紙入札方式による入札参加を希望する者は、当該書類とともに紙入札方式参加届出書を提出することとする。
- (3) 提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年4月10日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

(1) 総合評価の方法

総合評価は、「令和7年度香川県基幹系情報システム更改に係る調達仕様策定支援業者選定委員会」において、別記の「令和7年度香川県基幹系情報システム更改に係る調達仕様策定支援業務に係る落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）に基づき行う。

なお、技術提案書の内容が、仕様書に規定する事項を満たさない場合、入札書等作成要領により記載又は添付すべき事項等の全部若しくは一部を欠く場合は、失格とする。

(2) 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者で、かつ(1)により失格にならなかった者のうち、別記の落札者決定基準により得られた総合評価の点数が最も高い者を落札者とする。

落札者決定基準により得られた各項目の加点の合計点数が最も高い入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

- (3) 入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

- (1) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和7年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。
- (2) 詳細は、入札説明書等による。また、入札説明書等の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、4に示した日時及び場所において、交付を受けること。
- (3) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる場合がある。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

17 Summary

- (1) Required service(s) or product(s)

Support for formulating procurement specifications for the renewal of Kagawa Prefecture's core information system.

- (2) Deadline for submission of tenders

By electronic bidding system: 10:00 a.m. on April 14th, 2025 (JST)

In person: submit between 9:00 a.m. - 10:00 a.m on April 14th, 2025 (JST)

By mail: 9:00 a.m. on April 14th, 2025 (JST)

- (3) Contact information

Address:

Information Systems Division, Digital Strategy General Office, Policy Planning Department

4-1-10, Bancho, Takamatsu, Kagawa, 760-8570, Japan.

Phone:

087-832-3144

- (4) Language and currency

The Japanese language and the Japanese yen are used in all contract procedures.

別記

令和7年度香川県基幹系情報システム更改に係る調達仕様策定支援業務に係る落札者決定基準

1 総合評価

総合評価の点数は、1,000点満点とし、点数の配分は、技術提案書の技術点500点、価格点500点とする。

(1) 技術提案書の評価は、次表による。

項番	評価項目	評価基準	配点
1	業務実施効果	・本業務を委託することで目的に沿った効果を得ることができるか。 ・本業務の背景、目的が適切に理解されており、提案内容の方向性や重視すべきポイントが県の目的に即しているか。	60
2	現状分析	・担当課や利用者へのヒアリングについて、考え方、重視する項目及び実施手法が効果的であるか。 ・確立された手順により、適正かつ迅速に現状分析や課題等を整理することができるか。	80
3	システム更改方針の検討	・業務改善点及び次期システムに求めるべき機能を整理する手法等が的確であるか。 ・システム化の対象範囲、調達単位、導入方法等の検討に当たって、考慮する点や実施手法が効果的であるか。 ・システム更改方針を検討するための特筆すべき知見や強みがあるか。	80
4	要件定義書、業務フロー及び仕様書(案)の作成	・要件定義書、業務フロー及び仕様書(案)の作成に当たって、対応方針や具体的な進め方等が示されており、手戻り防止や認識ずれ解消に係る業務手法が効果的であるか。 ・要件定義書、業務フロー及び仕様書(案)を作成するための特筆すべき知見や強みがあるか。	80
5	意見招請(RFP)支援	・意見招請の文書及び様式等に独自性があり、効果的な回答が得られるような内容か。 ・システム比較等の分析を実施するに当たって、重視する項目及び実施手法が効果的であるか。	30
6	Fit&Gap分析支援等	・Fit&Gap分析の手法が具体的に記載されており、的確であるか。 ・Fit&Gap分析を支援するための特筆すべき知見や強みがあるか。	30
7	総合評価関連書類の作成支援	・総合評価一般競争入札により調達するシステムについて、選定対象となるシステムの基準・考え方が具体的に記述されているか。 ・落札者等決定基準等の作成に当たって、重視する評価項目及び評価基準が適切であるか。	20

8	業務実施体制	・本業務の実施に必要な人員・組織体制が整っており、本県と迅速かつ綿密な連携が取れる体制となっているか。 ・本業務の実施スケジュールが的確に組まれており、実現性の高いものになっているか。	60
9	業務実績	・過去の実績が、本業務の効果的な実施につながることで期待できるものであるか。	60
技術点計			500

(2) 価格点は、次の算式による。

なお、小数点以下第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てとする。

項番	項目	算出方法	配点
1	価格	配点(500点) × (1 - (入札価格 × 1.1 / 予定価格))	500
価格点計			500

2 技術提案書の評価方法

技術提案書の評価は、評価項目ごとに、次表の判定基準により行う。

なお、各評価項目の点数に小数点以下第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てとする。

判定基準	点数
非常に優れている	配点の100%
優れている	配点の80%
標準的である	配点の60%
やや不十分である	配点の40%
不足している	配点の20%
記載不足	配点の0%